

発議案第2号

現行の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める
意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項の規定により意見書を提出します。

令和7年10月15日

白井市議会議長 伊藤 仁 様

提出者 白井市議会議員 徳本 光香

賛成者 白井市議会議員 根本 敦子

〃 〃 小田川 敦子

提案理由

ふたたび被爆者をつくらせないよう、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に「原爆被害に対する国の償い」と「核兵器の廃絶」を趣旨とする法の目的を明記した法改正を求めるため。

現行の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書（案）

８０年前の原爆被害は、戦争という国の行為によってもたらされました。国が償うのは当然であると同時に、憲法がうたう、政府の行為によってふたたび戦争の惨禍がおこることのないようにする決意の証となるものです。広島・長崎への原爆投下以来、日本と世界の世論は数々の危機を乗り越えて核兵器の使用を阻止してきました。被爆者の方々の国内外での粘り強い訴えが世界の人々に届き、２０２１年に核兵器禁止条約が発効され、２０２４年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。ところが日本政府は、すべての死没者をはじめ原爆被害に対する国の償いをいまだにしていません。

高齢化する被爆者に残された時間はあまりありません。原爆被害への国の償いは、二度と核戦争を起こさせないよう核兵器をなくすことと共に、ふたたび被爆者をつくらせないための被爆者の一貫した要求です。この要求を実現するため、被爆国の国会として、以下のとおり、現行法の改正を求めます。

- １、ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- ２、原爆死没者に償いをする事。
 - （１） 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - （２） 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - （３） 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。
 - （４） ８月６日、９日を原爆死没者追悼の日とし、日本政府として、慰霊・追悼事業を実施すること。
- ３、すべての被爆者に償いをする事。
 - （１） 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること。
 - （２） すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障がいがあるものには加算すること。
 - （３） 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。

令和７年１０月１５日

千葉県白井市議会

提出先

衆議院議長	額賀 福志郎様
参議院議長	関口 昌一様